

社会福祉法人石巻祥心会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 移動支援事業の経営

(ニ) 地域活動支援センターの経営

(ホ) 障害児通所支援事業の経営

(ヘ) 特定相談支援事業の経営

(ト) 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人石巻祥心会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、自立準備ホームからの地域定着支援、災害時要援護者に対する支援、障害者の文化芸術活動をとおした地域交流等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮城県石巻市門脇字元捨喰5番の1に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 256,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て定める。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選により選任する。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した評議員 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上

(2) 監事 2 名以上

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、2名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

3 役員には、費用を弁償することができる。

4 前 3 項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て定める。

(責任の免責)

第 24 条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについて

は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(議長)

第 28 条 理事会に議長を置き、議長はその都度互選により選任する。

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- (イ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 32 番 2 所在の第二ひたかみ園敷地 (3,970 平方メートル)
- (ロ) 宮城県石巻市不動町一丁目 136 番 18 所在の祥心ホーム敷地 (3,011.69 平方メートルの敷地権 1,000 分の 15)
- (ハ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 29 番所在のサンネットなごみ敷地 (2,840 平方メートル)
- (ニ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 24 番 1、24 番 3、28 番所在のコスモス敷地 (1,368.05 平方メートル)
- (ホ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番 1 所在の石巻メンテナンスセンター敷地 (451.11 平方メートル)
- (ヘ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番 8 所在のフェイス敷地 (755.72 平方メートル)
- (ト) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番 10 所在の第二祥光寮敷地 (1,129.64 平方メートル)

- ル)
- (チ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番 12 石巻メンテナンスセンター敷地 (1,201.58 平方メートル)
- (リ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番 13 所在のフェイス敷地 (241.04 平方メートル)
- (ヌ) 宮城県石巻市八幡町二丁目 219 番 1 所在のフェイス敷地 (349.74 平方メートル)
- (ル) 宮城県石巻市須江字小国 68 番 1 所在の小国の郷敷地 (2,312.67 平方メートル)
- (ヲ) 宮城県石巻市千石町 67 番、68 番、69 番 2、101 番、105 番の千石町ホーム敷地 (858.31 平方メートル)
- (ワ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 20 番 3、21 番 1、31 番 2 所在のアット敷地 (1,275.58 平方メートル)
- (カ) 宮城県石巻市門脇字元捨喰 6 番所在のふわり並びにミント・オリーブ・ライム敷地 (2357.75 平方メートル)
- (ヨ) 宮城県石巻市さくら町四丁目 6 番 1 所在のおひさま敷地 (930.54 平方メートル)
- (タ) 宮城県石巻市相野谷字飯野川町 124 番 3 及び 123 番らいと及びクローバー敷地 (771.18 平方メートル)
- (レ) 宮城県石巻市鹿又字扇平 123 番所在のつくし敷地 (2,530 平方メートル)
- (ソ) 宮城県石巻市中央三丁目 65 番 1、123 番 2 所在のくらら敷地 (1074.48 平方メートル)
- (ツ) 宮城県石巻市須江字小国 56、57-2、58-1、59-1、174、175 並びに須江字中塚 145-1、145-2 所在のつむぎ敷地 (3050.30 平方メートル)
- (ネ) 宮城県石巻市須江字小国 55 番所在のはっぴい敷地 (771 平方メートル)
- (ナ) 宮城県石巻市蛇田字新立野 379 番所在の新立野ホーム敷地 (605.00 平方メートル)
- (2) 現金 3,000,000 円
- (3) 建物
- (イ) 宮城県石巻市門脇字元捨喰 5 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建ひたかみ園園舎 1 棟 (1,895.93 平方メートル) 及び軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟 (11.93 平方メートル)
- (ロ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 32 番地 2 所在の鉄骨造セメントかわらぶき平家建第二ひたかみ園園舎 1 棟 (613.57 平方メートル) 及び附属建物木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建多機能訓練棟 1 棟 (91.09 平方メートル) ならびに軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟 (99.37 平方メートル) ならびに軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建作業場・休憩所 1 棟 (79.49 平方メートル) ならびに軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟 (79.39 平方メートル) 及び軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟 (11.93 平方メートル)
- (ハ) 宮城県石巻市不動町一丁目 136 番地 18 の 101 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地上 7 階建昭和マンション石巻中央の一階部分祥心ホーム (70.94 平方メートル)
- (ニ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 29 番地所在の鉄骨造陸屋根・瓦ぶき 2 階建サンネットなごみ園舎 1 棟 (1 階 500.13 平方メートル、2 階 133.21 平方メートル)

- (ホ) 宮城県石巻市鮎川浜字清崎山 7 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建くじらのしっぽ園舎 1 棟 (80.73 平方メートル) 及び附属建物軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建機械室 1 棟 (20.56 平方メートル)
- (ヘ) 宮城県石巻市鹿又字扇平 123 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建つくし介護棟 1 棟 (173.07 平方メートル) 及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建惣菜棟 1 棟 (174.31 平方メートル) 及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建休憩棟 1 棟 (31.83 平方メートル) 及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建軽作業棟 1 棟 (29.81 平方メートル)
- (ト) 宮城県石巻市和刈字笈入前 1 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建かなん事務所兼更衣室 (154.84 平方メートル) 及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建作業場 2 棟 (206.73 平方メートル)
- (チ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 29 番地、24 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建コスモス園舎 1 棟 (585.31 平方メートル) 及び附属建物鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建冷凍庫 (11.16 平方メートル)
- (リ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 24 番地 1, 29 番地所在の軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建サンネットなごみ事務所・作業場 1 棟 (159.85 平方メートル)
- (ヌ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番地 1, 1 番地 10, 1 番地 12 所在の鉄骨・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建石巻メンテナンスセンター作業場 1 棟 (388.40 平方メートル) ならびに軽量鉄骨造張力膜屋根平家建倉庫 1 棟 (231.72 m²)
- (ル) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番地 8, 1 番地 13, 1 番地 13 先所在の鉄骨造陸屋根 2 階建フェイス 1 棟 (1 階 247.22 平方メートル、2 階 200.41 平方メートル) 及び軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟 (11.93 平方メートル) 及び 1 番地 8, 1 番地 8 地先所在の木造かわらぶき平家建事務所 1 棟 (66.23 平方メートル)
- (ヲ) 宮城県石巻市門脇字元捨喰 5 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建事務所 1 棟 (207.02 平方メートル)
- (ワ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番地 10 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建第二祥光寮 1 棟 (135.80 平方メートル) 及び附属建物軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟 (67.48 平方メートル)
- (カ) 宮城県石巻市須江字小国 68 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建小国の郷園舎 1 棟 (396.50 平方メートル) 及び附属建物木造合金メッキ鋼板ぶき平家建作業場 1 棟 (92.74 平方メートル)
- (ヨ) 宮城県石巻市千石町 68 番地、67 番地、69 番地 2 所在の木造スレートぶき 2 階建千石町ホーム 1 棟 (1 階 131.56 平方メートル、2 階 110.28 平方メートル)、附属建物木造スレートぶき平家建サンネットなごみ作業場 1 棟 (45.54 平方メートル)、及び石巻市千石町 69 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建サンネットなごみ事務所 1 棟 (1 階 43.06 平方メートル、2 階 38.09 平方メートル)
- (タ) 宮城県石巻市蛇田字小斎 21 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建アット 1 棟 (1 階 216.36 平方メートル、2 階 162.55 平方メートル)
- (レ) 宮城県石巻市門脇字元捨喰 6 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建ふわり 1 棟 (1 階 223.53 平方メートル、2 階 158.99 平方メートル) 及び軽量鉄骨造亜鉛

鉛メッキ鋼板ぶき平家建ミント（81.47 平方メートル）及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建オリーブ（122.61 平方メートル）及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建ライム（81.47 平方メートル）及び軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟（11.93 平方メートル）

- (ソ) 宮城県石巻市湊字鳥井崎 1 番地 12 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建ワークスつばさ活動棟 1 棟（73.90 平方メートル）並びに軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建休憩棟 1 棟（25.76 平方メートル）
- (ツ) 宮城県石巻市さくら町四丁目 6 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建おひさま 1 棟（1 階 223.58 平方メートル、2 階 176.38 平方メートル）
- (ネ) 宮城県石巻市鮎川浜清崎山 7 番地 24 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建ひまわり 1 棟（1 階 161.06 平方メートル、2 階 133.32 平方メートル）並びに軽量鉄骨造ルーフィングぶき平家建事務所 1 棟（21.57 平方メートル）及び軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 1 棟（11.93 平方メートル）
- (ナ) 宮城県石巻市相野谷字飯野川町 124 番地 3, 123 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建らいと 1 棟（1 階 198.74 平方メートル、2 階 155.26 平方メートル）
- (ラ) 宮城県石巻市中央三丁目 65 番地 3 所在の石造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建くらら 1 棟（1 階 45.98 平方メートル、2 階 23.80 平方メートル）並びに 65 番地 3、65 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建どん 1 棟（81.15 平方メートル）及び 65 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建うらら（81.98 平方メートル）と倉庫 1 棟（13.52 平方メートル）
- (ム) 宮城県石巻市須江字中埜 145 番地 1, 145 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建つむぎ 1 棟（298.11 平方メートル）
- (ウ) 宮城県石巻市須江字小国 55 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建はっぴい 1 棟（281.55 平方メートル）
- (ノ) 宮城県石巻市相野谷字飯野川町 123 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建クローバー 1 棟（1 階 69.32 平方メートル、2 階 41.40 平方メートル）
- (オ) 宮城県石巻市蛇田字新立野 379 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建新立野ホーム 1 棟（274.10 平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 40 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 41 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 33 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、石巻市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石巻市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対

して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 34 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）の受託運営
- (2) 自立準備ホームの運営
- (3) 基幹相談支援センターの受託運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 古物営業法に基づく古物の売買

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 42 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石巻市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石巻市長に届け出なければならない

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、社会福祉法人石巻祥心会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 47 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長 赤 間 祥 治

理 事 山 内 瀧 子

理 事 河 室 功

理 事 高 橋 輝 子

理 事 赤 間 典 子

理 事 扇 昭

理 事 宍 戸 義 光

理 事 赤 間 義 治

監 事 岡 末 治

監 事 小 川 義 雄

2. この定款は、平成 3 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年3月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年1月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年4月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年6月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年2月18日から施行する。ただし、この改正により増員された、理事2名の

任期は定款第10条の規定にかかわらず平成11年7月18日までとする。

附 則

この定款は、平成10年6月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年11月29日から施行する。ただし、この改正により設置された評議員17名の任期は定款第17条の規定にかかわらず平成15年7月18日までとする。

附 則

この定款は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年12月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年7月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年2月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年3月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年8月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年2月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年7月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年3月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年3月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年3月22日から施行する。ただし、第11条 第20条 第32条 第33条については、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。（石巻市認可日：平成29年1月13日）

附 則

この定款は、平成29年6月23日より施行する。

附 則

この定款は、平成30年7月9日より施行する。

附 則

この定款は、平成30年11月28日より施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月29日より施行する。

附 則

この定款は、令和元年10月25日より施行する。

附 則

この定款は、令和2年8月6日より施行する。

附 則

この定款は、令和3年10月14日より施行する。

附 則

この定款は、令和4年7月11日より施行する。

附 則

この定款は、令和6年7月10日より施行する。